

一般社団法人日本環境化学会
名誉会長に関する規程

第1条 一般社団法人日本環境化学会(以下、本学会という)には、名誉会長1名を置くことができる。その称号は終身とする。

(名誉会長の任期)

第2条 名誉会長の任期は終身とする。

(名誉会長への処遇)

第3条 名誉会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 本学会の行事に無償で参加することができる。
- 3 年会費は免除とし、機関誌「環境化学」は発行の都度、送付する。

(名誉会長選任手続き)

第4条 名誉会長は、理事会で審議され、議決を経て決定する。

(名誉会長の職務)

第5条 名誉会長は会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

附則

本規程は2015年8月11日に制定し、同日施行する。